

青森県報

号外第二十号

平成十五年三月二十四日 (月曜日)

目次

告示

平成十五年度青森県一般会計予算ほか十九件の要領…………… (財政課) …… 1

告示

青森県告示第百八十四号

平成十五年三月二十三日青森県議会議決第二四三三三回定例会の議決を終了した平成十五年度青森県一般会計予算ほか十九件の要領は、次のとおりである。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 中 昭

平成15年度青森県一般会計予算

平成15年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、165,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。
- (2) 第13款諸支出金各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項目間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	款	項	金額
				千円
1	1	県	税	114,528,650
1	1	県	民 税	22,529,716

2	事 業 費 税	17,968,306	9	国 庫 支 出 金	155,369,905
3	地 方 消 費 税	12,105,315	1	国 庫 負 担 金	59,568,109
4	不 動 産 取 得 税	3,531,548	2	国 庫 補 助 金	94,742,711
5	た ば こ 税	3,435,857	3	委 託 金	1,059,085
6	コ ー ル フ 場 利 用 税	268,313	10	財 産 収 入	2,155,387
7	自 動 車 税	20,236,666	1	財 産 運 用 収 入	1,111,194
8	銃 区 税	4,679	2	財 産 売 払 収 入	1,044,193
9	狩 猟 者 登 録 税	20,364	11	寄 附 金	27,002
10	核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	10,762,033	1	寄 附 金	27,002
11	自 動 車 取 得 税	4,106,476	12	繰 上 金	22,292,816
12	軽 油 引 取 税	19,536,345	1	特 別 会 計 繰 上 金	13,204
13	入 猟 税	14,754	2	基 金 繰 上 金	22,279,612
14	産 業 廃 棄 物 税	6,000	13	繰 越 金	1
15	旧 法 に よ る 税	2,278	1	繰 越 金	1
2	地 方 消 費 税 清 算 金	28,319,101	14	諸 収 入	97,012,025
1	地 方 消 費 税 清 算 金	28,319,101	1	延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	215,846
3	地 方 譲 与 税	3,328,324	2	貸 付 金 元 利 収 入	86,806,041
1	地 方 道 路 譲 与 税	3,010,135	3	受 託 事 業 収 入	1,292,362
2	石 油 乃 又 譲 与 税	272,719	4	収 益 事 業 収 入	4,965,968
3	航 空 機 燃 料 譲 与 税	45,470	5	利 子 割 精 算 金 収 入	1,586
4	地 方 特 例 交 付 金	2,073,813	6	雑 入	3,730,222
1	地 方 特 例 交 付 金	2,073,813	15	県 債	130,705,811
5	地 方 交 付 税	238,548,000	1	県 債	130,705,811
1	地 方 交 付 税	238,548,000		合 計	816,500,000
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	601,507		歳 入	
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	601,507		歳 出	
7	分 担 金 及 び 負 担 金	10,371,102		款 項	
1	分 担 金	357,828	1	議 会 費	1,504,017
2	負 担 金	10,013,274	1	議 会 費	1,504,017
8	使 用 料 及 び 手 数 料	11,166,556	2	総 務 費	31,842,632
1	使 用 料	8,320,668	1	総 務 管 理 費	12,094,018
2	手 数 料	2,845,888			

2	企 画 生 活 費	6,606,163	4	農 地 費	40,481,909
3	民 生 稅 費	3,286,734	5	林 業 費	9,783,363
4	市 町 村 振 興 費	5,101,801	6	水 産 業 費	25,739,559
5	選 挙 費	1,565,282	7	工 業 費	82,664,169
6	防 災 費	934,926	1	商 工 費	68,971,150
7	統 計 調 査 費	1,091,713	2	商 工 規 模 開 發 費	1,531,842
8	人 事 委 員 會 費	627,824	3	大 規 模 開 發 費	12,161,177
9	監 査 委 員 會 費	227,935	8	土 木 費	126,942,849
10	社 會 福 祉 費	306,236	1	土 道 橋 梁 管 理 費	18,296,079
3	社 會 福 祉 費	66,622,658	2	河 川 海 岸 畫 費	51,987,078
1	兒 童 福 祉 費	33,669,011	3	都 市 計 划 費	26,278,493
2	生 活 保 險 費	19,854,129	4	空 港 費	9,871,518
3	社 會 保 險 費	10,368,351	5	都 市 計 划 費	15,245,163
4	災 害 救 助 費	2,715,631	6	空 港 費	2,869,340
5	災 害 救 助 費	15,536	7	住 宅 費	2,395,178
4	環 境 保 健 費	28,483,791	9	警 察 費	34,169,282
1	環 境 保 健 費	6,150,086	1	警 察 管 理 費	30,778,519
2	環 境 保 健 費	4,404,129	2	警 察 活 動 費	3,390,763
3	保 健 所 費	2,989,233	10	教 育 費	173,852,227
4	醫 藥 策 劃 費	2,945,219	1	教 育 總 務 費	12,503,223
5	公 害 對 策 費	3,463,341	2	小 學 校 費	60,436,044
6	自 然 保 護 費	474,703	3	中 學 校 費	35,101,603
7	病 院 學 費	5,705,460	4	高 等 學 校 費	47,450,280
8	大 學 學 費	2,351,620	5	特 殊 學 校 費	11,933,686
5	勞 働 政 策 費	3,192,382	6	社 會 教 育 費	4,034,973
1	勞 働 政 策 費	1,637,996	7	保 健 體 育 費	2,392,418
2	職 業 訓 練 費	1,387,715	11	災 害 復 舊 費	6,779,687
3	農 林 水 産 業 費	166,671	1	農 林 水 産 設 施 災 害 復 舊 費	2,452,894
1	農 業 費	115,211,704	2	土 木 設 施 災 害 復 舊 費	4,326,793
2	畜 産 業 費	31,566,761	12	公 債 費	114,303,910
3	畜 産 業 費	1,982,201	1	公 債 費	114,303,910
		5,657,911	13	諸 支 出 金	30,780,692

1	地方消費税清算金			12,713,798
2	利子割交付金			907,110
3	地方消費税交付金			14,228,848
4	コルノ場利用税交付金			198,539
5	特別地方消費税交付金			958
6	自動車取得税交付金			2,730,807
7	利子割精算金			632
14	予備費			150,000
1	予備費			150,000
歳出合計				816,500,000

第2表 継続費

款	項目	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
2	総務費				
2	企画費	下北半島地域中核拠点施設建築事業費	3,643,925	平成15年度	364,404
				平成16年度	2,550,735
				平成17年度	728,786
4	環境保健費				
2	環境衛生費	青森県動物愛護センター(仮称)建築事業費	1,623,000	平成15年度	590,420
				平成16年度	1,032,580
8	土木費				
5	都市計画費	総合芸術パーク縄文ルーツ建築事業費	1,186,000	平成15年度	80,000
				平成16年度	590,000
				平成17年度	516,000
10	教育費				
4	高等学校費	青森高等学校校舎建築事業費	1,934,831	平成15年度	601,024
				平成16年度	664,014
				平成17年度	431,324
				平成18年度	238,469

第3表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額 千円
平成15年度青森県史刊行委託代金	青森東高等学校校舎建築事業費	平成16年度	² 763,691 平成15年度 平成16年度	¹ 308,307 ¹ 455,384
平成15年度社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付		平成16年度から平成18年度まで		20,736
平成15年度医師修学資金貸付		平成16年度から平成20年度まで		90,000
平成15年度看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)		平成16年度から平成17年度まで		29,124
平成15年度看護師等修学資金貸付(大学・短大分)		平成16年度から平成18年度まで		3,456
平成15年度農業近代化資金の利子補給		平成16年度から平成36年度まで	利子補給対象借入資金限度額 500,000 利子補給率年0.45%から1.25%	500,000
平成15年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給		平成16年度から平成31年度まで	利子補給対象借入資金限度額 600,000 利子補給率年1.25%	600,000
野菜生産出荷安定資金造成費補助		平成15年度から平成16年度まで		92,021
野菜価格安定対策事業費補助		平成15年度から平成16年度まで		39,922
花き価格安定対策事業費補助		平成15年度から平成16年度まで		4,293
果樹経営安定対策事業費補助		平成15年度から平成16年度まで		500,142
平成15年度青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(一般タイプ)に伴う小作料前払資金借入金に対する損失補償		平成15年度から平成20年度まで		110,527
平成15年度青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(担い手育成型)に伴う農用地等買入資金借入金に対する損失補償		平成15年度から平成21年度まで		1,108,771

事業名称	実施年度	実施内容	借入限度額	借入利率	返済開始年度	返済完了年度	借入限度額	借入利率	返済開始年度	返済完了年度
平成一五年度青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業（長期育成型）に伴う農用地等購入資金借入金に対する損失補償	平成一五年度から平成一六年度まで	平成一五年度から平成一六年度まで	67,407							
平成一五年度青い森農林振興公社の畜産基盤再編総合畜産環境整備事業に伴う事業資金借入金に対する損失補償	平成一五年度から平成一六年度まで	平成一五年度から平成一六年度まで	125,161							
平成一五年度青い森農林振興公社の農作業委託促進特別のための借入金に対する損失補償	平成一五年度から平成一六年度まで	平成一五年度から平成一六年度まで	139,661							
平成一五年度土地改良負担金償還標準化資金利子補給費補助	平成一六年度から平成二六年度まで	平成一六年度から平成二六年度まで	203,715							
平成一五年度県営農業集落排水事業工費代金	平成一六年度	平成一六年度	144,000							
平成一五年度木材供給高度化設備リープ促進事業費補助	平成一六年度から平成二一年度まで	平成一六年度から平成二一年度まで	16,200							
平成一五年度青い森農林振興公社の農林振興金融庫資金借入金に対する損失補償	平成一五年度から平成一七年度まで	平成一五年度から平成一七年度まで	借入限度額161,196に約定利子と遅延利息を加えた額							
平成一五年度青い森農林振興公社事業借換資金に対する損失補償	平成一五年度から平成二六年度まで	平成一五年度から平成二六年度まで	借入限度額57,481に約定利子と遅延利息を加えた額							
平成一五年度林業基盤整備資金の利子補給費補助	平成一六年度から平成一八年度まで	平成一六年度から平成一八年度まで	36,871							
平成一五年度漁業近代化資金の利子補給	平成一六年度から平成三五年度まで	平成一六年度から平成三五年度まで	利子補給対象借入資金限度額1,000,000							
平成一五年度漁業経営維持安定資金利子補給	平成一六年度から平成二二年度まで	平成一六年度から平成二二年度まで	利子補給対象借入資金限度額100,000							
平成一五年度水産加工経営改善促進資金利子補給	平成一六年度から平成一八年度まで	平成一六年度から平成一八年度まで	利子補給対象借入資金限度額360,000							
平成一五年度漁業経営再建資金利子補給	平成一六年度から平成二五年度まで	平成一六年度から平成二五年度まで	利子補給対象借入資金限度額300,000							
平成一五年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	平成一六年度から平成二五年度まで	平成一六年度から平成二五年度まで	利子補給対象借入資金限度額90,000 利子補給率0.625%から1.25%							
平成一五年度日本海沿岸漁業等経営安定資金の利子補給	平成一六年度から平成二二年度まで	平成一六年度から平成二二年度まで	利子補給対象借入資金限度額122,000	利子補給率1.25%						
火災共済の支払金の償付（青森県火災共済協同組合）	平成一五年度から平成一六年度まで	平成一五年度から平成一六年度まで	800,000							
平成一五年度創業支援資金の信用保証料の青森県信用保証協会に対する補助	平成一六年度から平成一八年度まで	平成一六年度から平成一八年度まで	10,707							
21あおもり産業総合支援センターに対する（平成一五年度）設備貸与資金の損失補償	平成一七年度から平成二三年度まで	平成一七年度から平成二三年度まで	損失補償限度額297,000 損失補償率660,000の45%							
21あおもり産業総合支援センターに対する（平成一五年度）設備リープ促進資金の損失補償	平成一七年度から平成二三年度まで	平成一七年度から平成二三年度まで	損失補償限度額150,000 損失補償率300,000の50%							
21あおもり産業総合支援センターに対する（平成一五年度）設備資金の損失補償	平成一七年度から平成二三年度まで	平成一七年度から平成二三年度まで	損失補償限度額500,000 損失補償率500,000の100%							
平成一五年度青森県金矢工業団地企業立地促進補助	平成一五年度から平成二四年度まで	平成一五年度から平成二四年度まで	500,000							
平成一五年度環境・エネルギー産業創造特区企業立地促進費補助	平成一五年度から平成一七年度まで	平成一五年度から平成一七年度まで	500,000							
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成一五年度から平成一六年度まで	平成一五年度から平成一六年度まで	2,000,000							
平成一五年度子ノケケンインク関連産業立地促進費補助	平成一五年度から平成一八年度まで	平成一五年度から平成一八年度まで	200,000							
平成一五年度青森中核工業団地工場等立地促進費補助	平成一五年度から平成二〇年度まで	平成一五年度から平成二〇年度まで	60,000							
平成一五年度F P D関連産業立地促進費補助	平成一五年度から平成一七年度まで	平成一五年度から平成一七年度まで	2,000,000							
平成一五年度青森県I T関連産業等企業立地補助	平成一五年度から平成一七年度まで	平成一五年度から平成一七年度まで	1,000,000							
平成一五年度青森県土地開発公社の青森中核工業団地造成事業資金借入金に対する債務保証	平成一五年度	平成一五年度	220,224に約定利子と遅延利息を加えた額							
平成一五年度青森県道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	平成一五年度から平成二三年度まで	平成一五年度から平成二三年度まで	4,931,556に約定利子と遅延利息を加えた額							
平成一五年度八戸環状線道路改良事業（市川町工区）工事代金	平成一六年度	平成一六年度	120,000							
平成一五年度弘前環状線（仮称	平成一六年度	平成一六年度	350,000							

第2城北大橋)緊急道路建設 整備事業工費代金	平成16年度から 平成18年度まで	4,000,000	動物愛護センター (仮称)整備事業 不法投棄産業廃棄物 対策事業	442,000	594,000	消費生活協同組合資 金の貸付に法律 (昭和28年 法律第13号) の融通条件 による。	3.0	消費生活協同組合資金の貸 付に関する法律の融通条件に よる。
平成15年度七戸川広域基幹河 川改修事業工費負担金	平成16年度 平成17年度まで	591,200	自然災害防止事業	3,074,000	3,19,000			
平成15年度過疎地域下水道事 業工費代金	平成16年度から 平成17年度まで	489,000	ふるさと林道緊急整 備事業	988,000	1,132,000			
平成15年度沼館百石線緊急道 路整備事業工費代金	平成16年度	1,072,364	ふるさと農道緊急整 備事業	13,730,000	3,206,000			
平成15年度定時制通信制修学 奨励金貸付	平成16年度から 平成18年度まで	12,432	農林総合研究センター 整備事業	575,000	51,000			

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法 普通貸借又は 債券発行	利率 %	償還の方法
港湾事業	4,407,000	普通貸借又は 債券発行	9.0	政府資金の場合は、融通条 件による。他の場合は、知事が借 入先と協議の上定める。合に上 り年限変更、県財政の都又は借 換することができる。
河川事業	2,506,000			
海岸事業	1,557,000			
農業農村整備事業	4,785,000			
災害関連事業	4,019,000			
治水事業	3,211,000			
都市計画事業	236,000			
治山事業	1,118,000			
林道事業	103,000			
漁港事業	4,481,000			
漁路事業	7,452,000			
公営住宅建設事業	646,000			
過労発生補助災害復 旧事業	130,000			
現年発生補助災害復 旧事業	1,462,000			
現年発生国直轄災害 復旧事業	133,000			
青森県立三沢航空科 学館整備事業	1,097,000			
青森県立美術館(仮)	804,000			

称)整備事業	442,000	動物愛護センター (仮称)整備事業 不法投棄産業廃棄物 対策事業	594,000	消費生活協同組合資 金の貸付に法律 (昭和28年 法律第13号) の融通条件 による。	3.0	消費生活協同組合資金の貸 付に関する法律の融通条件に よる。
自然災害防止事業	3,074,000	ふるさと林道緊急整 備事業	3,19,000			
ふるさと農道緊急整 備事業	988,000	ふるさと林道緊急整 備事業	1,132,000			
農林総合研究センター 整備事業	13,730,000	ふるさと農道緊急整 備事業	13,730,000			
臨時河川等整備事業	3,206,000	臨時河川等整備事業	3,206,000			
電線共同溝整備事業	575,000	電線共同溝整備事業	575,000			
急傾斜地対策事業	51,000	急傾斜地対策事業	51,000			
空港事業	438,000	空港事業	438,000			
公園事業	1,303,000	公園事業	1,303,000			
東北新幹線鉄道整備 事業	11,535,000	東北新幹線鉄道整備 事業	11,535,000			
交通安全施設整備事 業	50,000	交通安全施設整備事 業	50,000			
高等学校整備事業	817,000	高等学校整備事業	817,000			
臨時高等学校整備事 業	4,411,000	臨時高等学校整備事 業	4,411,000			
県立学校耐震化事業	258,000	県立学校耐震化事業	258,000			
特殊学校整備事業	217,000	特殊学校整備事業	217,000			
新産業都市等建設事 業	601,000	新産業都市等建設事 業	601,000			
消費生活協同組合資 金貸付金	5,000	消費生活協同組合資 金貸付金	5,000			
公有林整備事業	48,000	公有林整備事業	48,000			

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の融通条件による。

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の融通条件による。

普通貸借又は債券発行による。

9.0 以内

政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借

農業集落排水事業 42,000
 過疎地域下水道事業 229,000
 減税補てん債 1,447,000
 臨時財政対策債 45,890,000
 特定資金公共投資事業債 1,156,811
 普通貸借 0
 国の融通条件による。

入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計	130,705,811	/	/	/
---	-------------	---	---	---

平成15年度青森県公債費特別会計予算

平成15年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,300,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

1 繰 入 金

1 一般会計繰入金

2 県 債

1 県 債

歳 入 合 計

歳 出

款 項

1 公 債 費

金額
千円

113,300,964

113,300,964

7,000,000

7,000,000

120,300,964

金額
千円

120,300,964

1 公 債 費

歳 出 合 計

第2表 地 方 債

起債の目的 限 度 額 起債の方法 利率 償 還 の 方 法

一般会計借換債 7,000,000

普通貸借又は債券発行

9.0%以内

知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 7,000,000

平成15年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算

平成15年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,292,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

1 使用料及び手数料

金額
千円

1,159,556

1	使用料	1,159,556
2	財産収入	479
3	財産運用収入	479
4	繰入金	862,074
5	繰越金	862,074
6	繰入金	3
7	繰入金	3
8	繰入金	270,807
9	繰入金	50
10	繰入金	270,757
11	繰入金	2,292,919
12	繰入金	2,292,919

1	肢体不自由児施設費	2,292,869
2	あすなる学園費	900,204
3	さわらび園費	567,978
4	はまなす学園費	824,687
5	公債費	50
6	公債費	50
7	歳出合計	2,292,919

平成15年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成15年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,630,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第

2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

1	分担金及び負担金	267,040
2	1 負担	267,040
3	使用料及び手数料	450,188
4	1 使用	450,188
5	財産収入	50,150
6	1 財産	50,150
7	財産売却収入	50,150
8	1 財産	50,150
9	繰入金	2,077,488
10	1 繰入	2,077,488
11	繰入金	2,077,488
12	繰入金	2,077,488
13	繰入金	2
14	繰入金	2
15	繰入金	12
16	繰入金	1
17	繰入金	1
18	繰入金	11
19	繰入金	786,000
20	繰入金	786,000
21	歳入合計	3,630,880

歳出

3,630,880

款項

金額

1 港湾整備事業費

922,836

1 青森港整備事業費

226,708

2 八戸港整備事業費

653,155

3 むつ小川原港整備事業費

40,000

4	七里長浜港整備事業費	1,456
5	大湊港整備事業費	1,517
2	公債費	2,708,044
1	公債費	2,708,044
歳出	合計	3,630,880

第2表	地方債	
起債の目的	限度額	起債の方法
港湾整備事業	千円 80,000	普通貸借又は債券発行
地域開発事業	706,000	9.0%以内
		償還の方法
		政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更に、県財政の都合により年限変更ができる。

平成15年度青森県証紙特別会計予算

計 786,000 / /

平成15年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,146,761千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
	1	証紙管理収入	3,019,208
	1	証紙取扱収入	3,019,208
	2	繰入金	127,551
	1	一般会計繰入金	127,551
	3	繰越金	1
	1	繰越金	1

4	諸収入	1
1	県預金利息	1
歳入	合計	3,146,761
歳出		

款	項	金額 千円
1	証紙管理取扱費	3,146,761
1	証紙取扱費	3,146,761
歳出	合計	3,146,761

平成15年度青森県管理特別会計予算

平成15年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,912,914千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
	1	繰越金	3
	1	繰越収入	1,912,911
	2	諸管理費収入	1,912,861
	1	管理預金利息	50
	2	県預金	
	歳入	合計	1,912,914
歳出			

款 項 金 額

1	管 理 費	1,912,864
1	公 債 費	50
1	公 債 費	50
	歳 出 合 計	1,912,914

平成15年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成15年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ714,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額

1	財 産 収 入	695,826
1	財 産 売 払 収 入	695,826
2	繰 入 金	19,032
1	一 般 会 計 繰 入 金	19,032
	歳 入 合 計	714,858

歳 出

款 項 金 額

1	土 木 費	695,826
1	河 川 海 岸 費	450,000
2	都 市 計 画 費	245,826
2	公 債 費	19,032
1	公 債 費	19,032

歳 出 合 計 714,858

平成15年度青森県下水道事業特別会計予算

平成15年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,026,745千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額

1	分 担 金 及 び 負 担 金	2,601,680
1	負 担 金	2,601,680
2	使 用 料 及 び 手 数 料	72,944
1	使 用 料	72,944
3	国 庫 支 出 金	2,053,200
1	国 庫 補 助 金	2,053,200
4	繰 入 金	1,542,392
1	一 般 会 計 繰 入 金	1,542,392
5	繰 越 金	1
1	繰 越 金	1

6 諸 収 入 子 39,528

1 県 預 金 利 子 2

2 受 託 事 業 収 入 39,526

7 県 債 717,000

1 県 債 717,000

歳 入 合 計 7,026,745

歳 出

款 項 金 額 千 円

1 下 水 道 事 業 費 5,974,377

1 流 域 下 水 道 事 業 費 3,501,700

2 下 水 道 管 理 費 2,472,677

2 公 債 費 1,052,368

1 公 債 費 1,052,368

歳 出 合 計 7,026,745

第2表 債務負担行為

事 項 期 間 限 度 金 額 千 円
 平成15年度岩木川流域下水道 平成 16 年 度 1,885,000
 事業工費代金

第3表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法
 千円 千円
 下水道事業 717,000 普通貸借又は債券発行 9.0% 以内 政府資金の場合は、融通条
 件による。他の場合は、知事が借
 入先と協議の上定め、都庁によ
 り年限変更、県線上海還又は借
 換することができる。

計 717,000 / / /

平成15年度青森県地下駐車場事業特別会計予算

平成15年度青森県地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315,406千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額 千 円

1 使用料及び手数料 90,475

1 使 用 料 90,475

2 繰 入 金 224,901

1 一 般 会 計 繰 入 金 224,901

3 繰 越 金 1

1 繰 越 金 1

4 諸 収 入 子 29

1 県 預 金 利 子 1

2 雑 入 28

歳 入 合 計 315,406

歳 出

款 項 金 額 千 円

1 地下駐車場事業費 49,531

1 地下駐車場運営費 49,531

2 公 債 費 265,875

1 公 債 費 265,875

歳 出 合 計 315,406

平成15年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成15年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ849,636千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1	使用料及び手数料	425,903
1	使 用 料	425,903
2	繰 入 金	233,591
1	一般会計繰入金	233,591
3	繰 越 金	233,591
1	繰 越 金	1
4	諸 収 入 金	190,141
1	県 預 金 利 子	1
2	雑 入	190,140
歳 入 合 計		849,636
歳 出		
款 項	金 額 千円	
1	鉄道施設事業費	823,060
1	鉄道施設整備費	7,489
2	鉄道施設管理費	815,571
2	公 債 費	26,576
1	公 債 費	26,576
歳 出 合 計		849,636

平成15年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成15年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ569,229千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
- (一時借入金)
- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1	繰 入 金	82,256
1	一般会計繰入金	82,256
2	繰 越 金	2
1	繰 越 金	2
3	諸 収 入 金	336,788
1	県 預 金 利 子	6
2	貸付金元利収入	336,778
3	雑 入	4
4	県 債 償 還	150,183
1	県 債 償 還	150,183
歳 入 合 計		569,229

歳 出

款 項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付費	569,229
1 母子寡婦福祉資金貸付費	569,229
歳 出 合 計	569,229

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
平成15年度母子福祉資金貸付金	平成16年度から平成19年度まで		193,562
平成15年度寡婦福祉資金貸付金	平成16年度から平成18年度まで		13,628

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付金	150,183	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。
計	150,183	/	/	/

平成15年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成15年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,001,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第

2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1 繰 入	繰 入 金	9,255
2 繰 越	繰 越 金	622,154
3 諸 収 入	諸 収 入 金	1,939,954
1 貸 付 金 収 入	1 貸 付 金 収 入	1,698,238
2 県 預 金 収 入	2 県 預 金 収 入	3,400
3 雑 入	3 雑 入	2
4 貸 付 金 利 子	4 貸 付 金 利 子	238,314
1 県 債 償 還	1 県 債 償 還	429,850
4 県 債 償 還	4 県 債 償 還	429,850
歳 入 合 計	歳 入 合 計	3,001,213
歳 出	歳 出	
1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,603,697
2 小規模企業者等設備導入資金貸付金	2 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,603,697
1 諸 費	1 諸 費	12,657
3 公 債 償 還 費	3 公 債 償 還 費	1,371,961
1 公 債 償 還 費	1 公 債 償 還 費	1,371,961
4 繰 越 金	4 繰 越 金	12,898
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	12,898
歳 出 合 計	歳 出 合 計	3,001,213

第2表 地 方 債

地 方 債	金 額 千円
第2表 地 方 債	3,001,213

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	429,850	普通貸借	1.55 0	中小企業総合事業団の貸付条件による。
計	429,850	/	/	/

平成15年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成15年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ478,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	貸付	勘定収入	465,140
1	繰入	繰越収入	6,050
2	繰入	繰越収入	98,990
3	諸	収入	348,000
4	具	収入	12,100
2	業務	勘定収入	13,544
1	繰入	繰越収入	10,540
2	繰入	繰越収入	3,000
3	諸	収入	4
歳入	合計		478,684
歳出			

款	項	金額 千円	
1	貸付	勘定収入	465,140
1	繰入	繰越収入	6,050
2	繰入	繰越収入	98,990
1	取	扱	事務
1	取	扱	事務
歳出	合計	478,684	

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
就農支援資金貸付金	12,100	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第7号)第2条の融資条件による。	0	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の融資条件による。

計	12,100	/	/	/
---	--------	---	---	---

平成15年度青森県林業改善資金特別会計予算

平成15年度青森県林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	貸付	勘定収入	210,000
1	繰入	繰越収入	110,620
2	諸	収入	99,380

2 業務勘定収入

1	繰入	金	4,532
2	繰越	金	3,528
3	諸収入	金	1,001

歳入合計 214,532

歳出

款 項

1	貸付勘定	金	210,000
1	林業改善資金貸付金	千円	210,000
2	業務勘定	金	210,000
1	取扱事務費	金	4,532
歳出	合計	金	214,532

平成15年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成15年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額
款 項	千円
1 貸付勘定収入	130,000
1 繰越	3,905
2 諸収入	115,499

3 繰入

4	国庫支出	金	3,532
2	業務勘定収入	金	7,064
1	繰入	金	2,762
2	繰越	金	2,759
3	諸収入	金	1

歳入合計 132,762

歳出

款 項

1	貸付勘定	金	130,000
1	沿岸漁業改善資金貸付金	千円	130,000
2	業務勘定	金	130,000
1	取扱事務費	金	2,762
歳出	合計	金	2,762

平成15年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1) 病床数	730床
(2) 年間患者数	599,765人
イ 入院患者数	241,178人
ロ 外来患者数	358,587人
(3) 一日平均患者数	659人
イ 入院患者数	1,464人
ロ 外来患者数	950,279千円
(4) 建設改修工事	

口 資産 購入	639,466千円
2 青森県立つくしが丘病院	
(1) 病 床 数	350床
(2) 年 間 患 者 数	133,332人
イ 入院 患者 数	113,094人
ロ 外来 患者 数	20,238人
(3) 一日平均患者数	
イ 入院 患者 数	309人
ロ 外来 患者 数	83人
(4) 建設 改良	
イ 病院 工事	3,308千円
ロ 資産 購入	12,165千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	出
第1款 中央病院事業収益	15,505,865千円
第1項 医 業 収 益	13,821,519千円
第2項 医 業 外 収 益	1,684,346千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	2,190,635千円
第1項 医 業 収 益	1,595,307千円
第2項 医 業 外 収 益	595,328千円
支 出	
第1款 中央病院事業費用	16,686,870千円
第1項 医 業 費 用	16,138,018千円
第2項 医 業 外 費 用	545,852千円
第3項 予 備 費 用	3,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,423,035千円
第1項 医 業 費 用	2,382,908千円
第2項 医 業 外 費 用	39,127千円
第3項 予 備 費 用	1,000千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院資本的収入	3,123,016千円
第1項 負 担 金	1,557,016千円
第2項 企 業 債	1,566,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	209,621千円
第1項 負 担 金	198,621千円
第2項 企 業 債	11,000千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	3,123,016千円
第1項 建設 改良 費	1,589,745千円
第2項 償 還 金	1,533,271千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	209,621千円
第1項 建設 改良 費	15,473千円
第2項 償 還 金	194,148千円
(継続 費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年割額 千円
1	中央病院資本的支出			
1	建設改良費	1,834,011	平成15年度	733,605
	県立中央病院総合周産期母子医療センター設置工事費		平成16年度	1,100,406

(企業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	1,566,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。

県立つくしが丘病院 11,000
医療器械整備事業
ただし、県財政の都合により
年限変更、繰上償還又は借
換することができる。

計 1,577,000 / /

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,465,459千円

(2) 交際費 321千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 院内保育事業運営費に係る県費補助金 28,082千円

(2) 救急現場医療確保事業費に係る県費補助金 10,409千円

(3) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 13,279千円

県 単 独 課 税
たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,868,525千円と定める。

平成15年度青森県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

年間販売電力量 46,936,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 412,504千円
第1項 営業収益 411,997千円
第2項 財務収益 507千円

支出

第1款 電気事業費用 394,422千円
第1項 営業費用 375,564千円
第2項 財務費用 6,067千円
第3項 営業外費用 7,791千円
第4項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,010千円は減価積立金16,600千円、建設改良積立金33,927千円、中小水力発電開発改良積立金4,267千円、損益勘定留保資金38,657千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,559千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 67,000千円

第1項 企業債 57,000千円

第2項 他会計への長期貸付金返還金 10,000千円

支出

第1款 資本的支出 167,010千円

第1項 建設改良費 150,410千円

第2項 企業債償還金 16,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

津軽ダム発電所建設事業 57,000千円 普通貸借又は債券発行 9.0% 政府資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。

ただし、県財政の都合により
年限変更、繰上償還又は借
換することができる。

計 57,000 / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職 員 給 与 費 196,502千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,074千円と定める。

平成15年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事 業 量 121,704.837立方メートル

イ 年 間 総 給 水 量 13事業所

ロ 給 水 事 業 所 数 332.830立方メートル

ハ 一 日 平 均 給 水 量 724.680立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事 業 量 1事業所

イ 年 間 総 給 水 量 103,498千円

ロ 給 水 事 業 所 数 1事業所

ハ 一 日 平 均 給 水 量 1,980立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 八戸工業用水道事業収益 974,652千円

第1項 営 業 収 益 973,760千円

第2項 営 業 外 収 益 892千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業収益 34,242千円

第1項 営 業 収 益 34,241千円

第2項 営 業 外 収 益 1千円

支 出

第1款 八戸工業用水道事業費用 941,132千円

第1項 営 業 費 用 805,837千円

第2項 営 業 外 費 用 125,295千円

第3項 予 備 費 10,000千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業費用 47,828千円

第1項 営 業 費 用 34,234千円

第2項 営 業 外 費 用 12,594千円

第3項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,498千円は減債積立金253千円、建設改良積立金1,822千円、損益勘定留保資金101,333千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円で補てんするものとする。)

収 入

0千円

支 出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出 103,498千円

第1項 建設改良費 1,912千円
 第2項 企業債償還金 (一時借入金) 101,586千円

第5条 一時借入金 の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

260,783千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,660千円と定める。

平成15年度青森県観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度青森県観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間有料入館者数

288,000人

ロ 一日平均有料入館者数

791人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 観光施設事業収益

516,324千円

第1項 営業収益

236,448千円

第2項 営業外収益

279,876千円

支出

第1款 観光施設事業費用 501,240千円

第1項 営業費用 498,517千円

第2項 営業外費用 (資本的収入及び支出) 2,723千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入

20,568千円

第1項 補助金

20,568千円

支出

第1款 資本的支出

20,568千円

第1項 建設改良費

20,568千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金 の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

10,232千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 県営浅虫水族館運営対策に係る県費補助金 260,000千円

(2) 県営浅虫水族館建設改良に係る県費補助金 20,568千円

平成15年度青森県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度青森県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間駐車台数	257,779台
ロ 一日平均駐車台数	704台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 駐車場事業収益	171,521千円
第1項 営業収益	161,849千円
第2項 営業外収益	9,672千円

支 出

第1款 駐車場事業費用	112,472千円
第1項 営業費用	102,910千円
第2項 営業外費用	8,562千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額63,242千円は減價積立金53,242千円、損益勘定留保資金10,000千円で補てんするものとする。)

収 入

0千円

支 出

第1款 資本的支出	63,242千円
第1項 企業償還金	53,242千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金 (一時借入金)	10,000千円

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

10,593千円

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森県北津軽郡三戸町一丁目一丁目 青森県 青森県	青森県市七三二丁目一丁目五号 東興印刷株式会社

(〒029-0101 青森県北津軽郡三戸町一丁目一丁目)

定価小口一紙二百十五円一銭